

水質基準及び水質管理目標設定項目に関する

パブリックコメント（Vo.2）【厚生労働省】

◆水道水質基準に関する省令法における改正の内容は、

○カドミウムの水質基準の改正（0.01mg/L→0.003mg/L）に伴い、

(1) フレーム法では定量下限値付近が担保できない可能性が高いことから、

- ・ 別表第 4：フレームー原子吸光光度法の検査対象項目からカドミウムを削除。

(2) ICP 法の測定範囲を変更する必要があることから、

- ・ 別表第 5：誘導結合プラズマ発光分光分析法において、カドミウムに係る測定濃度範囲を「0.0005～0.05mg/L」から「0.0003～0.05mg/L」に変更。

○検査方法の改良に関する検討結果を踏まえ、

(3) シアンについて、現行法で何ら課題はないものの、昨年、水道水質及びその管理についての知識が不足している検査機関が採り得るべき前処理を怠り誤検出したことから、それを防ぐため、

- ・ 別表第 12：イオンクロマトグラフィーポストカラム吸光光度法によるシアンの検査に使用する緩衝液を酒石酸緩衝液からリン酸緩衝液に変更する等の改正。

(4) ホルムアルデヒドについて、操作の簡略化及び精度向上のため、

- ・ 別表第 19：溶媒抽出ー誘導體化ーガスクロマトグラフィー質量分析法によるホルムアルデヒドの検査において、内部標準液をあらかじめヘキサンに添加したものを抽出に使用する等の改正。

(5) ジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールについて、試料採取容器により良好な容器として

- ・ 別表第 27：固相抽出ーガスクロマトグラフィー質量分析法によるジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールの検査において、採水容器の見直しに伴う改正。

(6) フェノール類について、操作の簡略化及び精度向上のため（内部標準液添加済み酢酸エチル、その他を

- ・ 別表第 29：固相抽出ー誘導體化ーガスクロマトグラフィー質量分析法によるフェノール類において、内部標準液をあらかじめ酢酸エチルに添加したものを抽出に使用する等の改正。

などである。

*参照リンク：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/public/public.html>